

OECD「Public consultation document: Review of Country-by-Country Reporting (BEPS Action 13)」パブリックコンサルテーション文章に対するコメント提出

政策業務第一グループ

日本貿易会は、2020年3月5日、経済協力開発機構（OECD）の公開討議草案国別報告書のレビュー（BEPS行動計画13）「Public consultation document: Review of Country-by-Country Reporting (BEPS Action 13)」に対する意見をOECDへ提出した。

各国の税収減少と財政赤字が拡大する中、多国籍企業の国境を超えた過度の節税策が問題視される状況を受け、OECDは、国際課税原則や各国国内税法が多国籍企業グローバル・ビジネスの税務面を有効に捕捉しているか議論し、その問題解決に向けた行動計画を策定した（税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト）。

2013年7月、OECDにより15項目のBEPS行動計画が公表され、2015年10月5日、最終レポートが公表された。15項目の対応措置については、各国の義務の観点から4段階に区分されている。行動計画13（移転価格関連の文書化の再検討）は、移転価格税制の文書化に関する規定を策定するとともに、多国籍企業に対し、国ごとの所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させることを目的とした取り組みであり、国別報告書（CbCR）の作成義務は、各国に立法措置の導入を提言するミニマム・スタンダード、最も重い義務を課す4項目の行動計画の一つである。提言された国際ルールに従うように、各国は国内法や租税条約の改正・見直しを税制改正に順次盛り込んでいる。わが国は、平成28年度税制改正で対応済みである。ミニマム・スタンダードについては、その実施を確保するため、各国が相互に審査する方法（ピアレビュー）により各国における実施状況のモニタリングが行われている。

CbCRは、多国籍企業（MNE）グループ内の移転価格リスクの存在の有無を評価するため、MNEグループの国別の所得、納税額の配分等の国別の活動状況に関する情報を記載した報告書であり、2020年にミニマム・スタンダード・レビューが行われる。OECDはこの作業を進めているが、今回の公開討議草案はCbCRの内容を変更して追加または異なるデータ報告を求める必要性を評価するために実施されるものである。

討議草案は三つの章で構成されている。第1章は、BEPS行動計画13の実装と運用に関する一般的なトピックス。第2章は、CbCRの範囲に関するトピックス。第3章は、CbCRの内容に関するトピックス。各章の特定の質問に対して意見提出を行うものである。

日本貿易会は、総論として、国別報告書には当局に対して適切な情報を開示することで、効率的な徴税実務の執行、的確な課税判断に寄与する等の一定の効果を認めつつ、以下のような懸念、要望等の意見を提出した。

①報告様式・項目の変更は、現状の課題・支障を明らかにした上で、必要最低限の変更とすること。②個別課題への対応の検討では、企業側のコンプライアンス負荷を高めることのないよう、度重なるシステム改修が必要とならないよう配慮すること。③個別の事業体や取引に関する情報は、不適切な課税執行につながる懸念があり国別報告に含まれるべきではない。④情報交換体制に不備のある国への支援に向けた国際協調体制を整える等の改善を図ること等。

当会「提言・要望」<https://www.jftc.or.jp/proposals/index.html>

